

平成 26 年度林野公共事業の新規採択の方法について（案）

1 事前評価の実施

平成 26 年度林野公共事業における新規事業実施地区については、従前のおり「林野公共事業における事前評価マニュアル」（平成 14 年 3 月 26 日付け 13 林整計第 541 号）等に基づき、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から総合的に事前評価を実施し、採択を行う。

2 事前評価の手法

（1）費用対効果分析

整備等に要する経費及び維持管理に要する経費（C）と事業を実施した場合の効果（B）をそれぞれ現在価値で貨幣化し、費用便益比（B/C）を算出する（参考 1「林野公共事業における費用対効果分析について（概要）」）。

（2）チェックリスト

ア 評価事項として、必須事項（当該事業の目標を達成するための基本的事項）と優先配慮事項（各事業の実施要領等に定める事項）を設定。

イ 必須事項については、

- ①事業の必要性が明確であること、②技術的可能性が確実であること、③事業による効率性が十分見込まれること等について評価する。

ウ 優先配慮事項については、

- ①事業の有効性、②事業の効率性や実施環境等に関する事項について、原則として、「A」、「B」、「C」の三段階で評価する（参考 2「林野公共事業における新規採択チェックリスト（案）」）。